

## 第 3 部 災害予防計画

## 第3部 災害予防計画

特別防災区域における危険物、高圧ガス施設等の損壊、火災等各種災害の発生を未然に防止するため、特定事業所は、保安管理を徹底するとともに自衛防災体制の整備強化を図ることに努めなければならない。また、本市、県及び関係行政機関は、特定事業所等に対する諸法令の遵守及び各行政指導基準を徹底させるよう指導に努めるとともに、災害状況に応じた業務継続性の確保にも努めるものとする。

### 第1章 防災関係機関における予防対策

消防局、県及び防災関係機関は、特別防災区域内における災害の未然防止と発災時の応急活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、特定事業所等に対する監督指導の強化や消防力の整備等を推進するとともに、その連携体制の充実を図り石油コンビナート防災対策の万全を期するものとする。

#### 第1節 特定事業所等に対する監督指導の徹底

消防局、県及びその他の関係行政機関は、それぞれ石炭法、消防法、高圧ガス保安法等の関係法令に基づく立入検査の実施及び許認可、届出等の機会を通じて、危険物、高圧ガス、毒劇物を有する特定事業所等に対する監督、指導の徹底を図り、災害の未然防止と防災体制の強化に努めるものとする。

##### 1 立入検査の実施

特定事業所等に対する立入検査による諸法令の厳正なる適用とその指導は、石油コンビナート災害予防行政の根幹をなすものである。従って、立入検査権能を有する県、消防局及びその他の関係行政機関は、それぞれの権限と責任による独自の立入検査又は合同立入検査を次のとおり実施する。

###### (1) 各関係行政機関による立入検査

消防局、県、神奈川労働局及び第三管区海上保安本部等は、それぞれの立入検査権能に基づき、危険物、高圧ガス、毒劇物等の安全取扱と適正管理、消防、保安施設設備等の維持管理、各種規程類の整備状況等について定期及び随時に立入検査を実施し、違法状態の早期発見と排除並びに行政指導の徹底を図るものとする。

なお、関係行政機関は、相互に連携を図り、必要に応じて立入検査の結果等について、情報交換に努める。

###### (2) 関係行政機関による合同立入検査の実施

特別防災区域における特定事業所に対する防災対策の監督指導の徹底は、その実態の多様性と集合性から、専門的かつ総合的指導体制が要求される。

従って、危険物、高圧ガス、毒劇物等を共有する特定事業所に対しては、各関係行政機関が協力して合同立入検査を定期及び随時に実施し、個別指導を行う。

#### 第2節 消防力の整備充実

特別防災区域における危険物等による大規模かつ特殊な災害に対処し、消防活動の実効を担保する

ためには、現有消防力の質的及び量的な整備強化を図る必要がある。

このため、消防局は、地域の実態に対応して次のとおり消防力の整備充実に努めるものとし、県は、これらの消防力整備に対し、必要な協力をするものとする。

#### 1 化学消防力の整備強化と適正配置

特別防災区域は、広域かつ内容的に特殊条件を有しているところから、この地域の火災等災害に対しては、短時間に大量の化学消防車、化学消火薬剤の投入が必要である。このため、主として圧倒的多数を占める第4類危険物の火災を対象とし、その他複合的にあらわれる災害事象をも考慮しながら、これに対処するに有効な能力装備をもつ石炭法に基づく三点セット（大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車）をはじめ、化学消防車等の特殊車両の計画的整備を促進するとともに、当該地域、地区を所管する消防署及び出張所の位置とあわせて適正な配置を図るものとする。

#### 2 水上消防力の確保

特別防災区域の地形的な特殊性を考慮し、消防艇を中心とした水上消防力を確保する。

#### 3 消防用資機材の整備強化

(1) エアフォームノズル、オイルフェンスをはじめ呼吸器、耐熱服及び破壊器具等消防用資機材を計画的に整備増強する。

(2) 泡消火薬剤及び油処理剤については、有事に大量の使用が見込まれるところから、大量に備蓄することが望ましく、保有量の増強と備蓄タンクの設置を検討し、備蓄基準を作成して整備強化を図るものとする。

また、補助的施策として消火薬剤等の保有取扱業者から緊急調達の方策を講ずる協定等の締結を促進する。

### 第3節 海上流出油防災体制の整備

石油コンビナート災害のうち、石油等の海上流出事故は、その影響が極めて大きなものの一つである。本市の各特別防災区域には、多数の石油貯蔵施設があり、また付近海域は、多数の石油タンカー等が航行している点からも、海上流出油防災体制の一層の整備充実に努める必要がある。

#### 1 防災資機材の整備

関係防災機関、各特定事業所等は、オイルフェンス、油処理剤等、油流出事故に対する防災資機材の整備充実に努める。

## 2 京浜臨海地区及び根岸臨海地区における流出油遮断計画

京浜臨海地区及び根岸臨海地区において油流出事故が発生した場合は、状況に応じて各流出箇所や運河等をオイルフェンスで遮断し、災害の拡大を防止するため、スライディングジョイント、オイルフェンス巻取機等の施設設置に努める。

### 第4節 防災訓練の実施

総務局及び消防局は、関係局区と連携し、特別防災区域において災害が発生した場合における迅速かつ確かな災害応急対策諸活動の実施を担保するため、特別防災区域外へ影響が及ぶことも想定して個別訓練又は総合訓練を単独に、あるいは防災関係機関、特定事業所等及び地域住民との連携協力のもとに随時に又は定期に実施し、その実効を期するものとする。

#### 1 訓練実施の時期及び場所

訓練効果のある必要かつ適切な時期及び場所を選び実施する。

#### 2 訓練の種目

- (1) 石油コンビナート等防災本部運営訓練
- (2) 災害予防型訓練
  - ア 地震情報等伝達訓練
  - イ 非常参集訓練
- (3) 発災対応型訓練
  - ア 事業所による防災本部の設置・緊急措置訓練
  - イ 災害情報等伝達訓練
  - ウ 非常招集訓練
  - エ 災害通報・応援要請等訓練
  - オ 陸上流出油防御訓練
  - カ 出動（資機材集中）訓練
  - キ タンク火災消火訓練
  - ク タンク漏洩・拡散防止訓練
  - ケ 大容量泡放水砲等出動・設定訓練
  - コ 海上流出油防除訓練
  - サ 津波対策訓練
  - シ 船舶火災等消火訓練
  - ス 救出・救護訓練
  - セ 避難訓練
  - ソ 住民広報訓練
  - タ 警備交通規制訓練
  - チ その他災害対策上必要な訓練

### 3 実施の方法

災害想定により、予想される事態に即応した必要な訓練を図上又は実地にて実施する。また、大容量泡放水砲等出動・設定訓練にあつては、大型タンク全面火災など大規模災害を想定し、迅速な応急体制の確立、広域応援要請等の災害の拡大防止、二次災害の防止を図るために必要な訓練を広域共同防災組織と共同して図上又は実地にて実施する。

#### 第5節 米海軍鶴見貯油施設等の安全対策

米海軍鶴見貯油施設は京浜臨海地区に所在し、第1種事業所に相当する危険物関係施設を有している。

災害対策については、隣接事業所（安善町共同防災組織）と米海軍当局が消防相互援助協定（昭和53.5.1）を締結し、発災時には、相互に協力して防災活動を実施するよう対策をたてている。

また、消防局においても米海軍当局と消防相互援助協約（昭和60.11.25）を締結し、通報体制、合同訓練の実施及び案内付訪問による実態の把握を行い、災害対策を確立している。

本市は、施設の安全管理及び防災対策の強化について、国及び米軍に対し従来から繰り返し強く要請を行なっている。